

議会改革特別委員会視察研修報告

葛 城 市 議 会
議会改革特別委員会

○1日目

<日 程> 2025年(令和8年)2月12日(木)

<研修先> 福岡県田川市
田川市議会

<参加者> 議会改革特別委員会委員 12名
西川善浩 委員長 速水一生 副委員長
福本善之 委員 木村 公 委員
轟本義明 委員 杉本訓規 委員
梨本洪珪 委員 吉村 始 委員
奥本佳史 委員 谷原一安 委員
川村優子 委員 藤井本浩 委員
増田順弘 委員外議員(議長)



<随行者> 議会事務局：総務課長補佐 神橋秀幸 総務課主事 西邨さくら

<福岡県田川市の概要>



日本近代産業発展の原動力となった石炭の産出地であった筑豊炭田は、明治中期より石炭産地としてクローズアップされ、仕事を求めて全国から移住者が訪れ、活気を呈していた。明治33年、三井田川鉱業所が設立されると、移住者はさらに倍増し、炭坑のまち・田川は大きく発展。大正6年には、全国の出炭量2,290万トンのうち、筑豊炭田が1,148万トンを生産し、全国出炭量の50%を占めるまでになった。石炭産業が隆盛期にあった昭和18年11月3日、伊田町と後藤寺町が合併して田川市が誕生、昭和30年4月に猪位金村を編入して、一時は人口も10万人を超えていた。昭和30年代に入ると石炭産業にかげりが見え始め、エネルギー改革によって石油にその座を明け渡し、昭和39年には三井田川鉱業所が閉山、昭和45年には市内からヤマの灯がすべて消え、人口も減少。しか

し、石炭が育んだ数々の遺産は、あらゆる場所に今も息づいており、「山本作兵衛氏の炭坑記録画及び記録文書」が、平成23年5月、ユネスコの「世界遺産」に日本で初めて登録された。

- ・市制施行年月日 昭和18年11月3日
- ・人口 44,065人（令和8年1月1日現在）
- ・世帯数 24,166世帯（令和8年1月1日現在）
- ・面積 54.55 km²
- ・令和7年度一般会計当初予算額 357億3,696万円

<会場> 田川市役所 第1委員会室

<説明者> 議長 陸田 孝則さま

議会事務局事務局長 吉永さま

議会事務局補佐 村吉さま

議会事務局主任 小川さま

◆研修内容◆

「政務活動費について」

■葛城市において令和3年の市議会選挙が無投票であったことがきっかけとなり、また令和7年市議会議員選挙において、前々回の平成29年市議会議員選挙の投票率67.16%から投票率54.82%と約12%の大幅減少を受け、議員各位の資質向上と市議会活動周知の必要性を踏まえ、本委員会において政務活動費の是非について協議を重ねていく。と令和7年12月での本委員会で決定をした。

前例の無い本市議会にとってゼロから議論を進めていく事は難しいと協議された結果、本市との類似他市（人口規模、2町合併等）の政務活動費導入事例の研修を行い議員全体の研鑽を深め、葛城市議会として最初から完成度の高い制度設計ができるように努めたいということで、政務調査費の導入と廃止、そして政務活動費としての再導入からの見直しを経験されている田川市議会を研修先として決定した。

[講義概要]

- ・田川市議会政務活動費の運用指針（手引き）を用いて説明を伺った。
- ・田川市議会における政務活動費の経緯を伺った。
- ・5つの原則（公益性、透明性、使用責任及び説明責任、実費弁償、証拠書類添付）について説明を伺った。
- ・政務活動費の交付基準について説明を伺った。
- ・事前質問事項及び個別質問の回答を頂いた。

- ・ 政務活動費の金額策定の経緯について
→福岡県下 26 市の平均値を調査、旅費費用弁償も勘案
- ・ 政務活動費を先払いとしたことのメリットとデメリットについて
→メリット：議員の立替がなくなる。デメリット：事務局における清算業務
- ・ 宿泊費や交通費の基準設定について
→行政職員に準ずる
- ・ 他多数（委員の所感内容に重複する為割愛）

[取組の成果]

- ゼロからスタートする本市議会にとって、ベースとなる運用指針の説明は、協議を前に進める大きな前進となった。
- 田川市議会が経験されてきた経緯により厳格化された制度を生み出されており、執行率とのバランスや報酬審議会に諮る必要性の有無を協議する必要性を得た。

[今後の課題]

- 制度設計と執行率の関連性
- 案分率は未導入の為、案分率の導入実績がある前例調査の必要性。



■■委員等の所感■■

- ・ 田川市議会の政務活動費について経緯を教示頂いたことについて、政務調査費を平成 13 年に制定され、交付額の変遷を辿り当市議会の政務費の用途について市民感情から逸脱しているとの見解もあり、平成 22 年に廃止をされた。しかし、議員資質向上の為にも平成 27 年度には議員一人年間 10 万円を上限とした研修等に係る費用弁償を予算化されていた。費用弁償については議員個人に対する明確な基準もないこともあり、議会・議員の活動原則に基づき活動するには、政務活動費は必要不可欠で多数の会派が賛同したとの事であった。令和 6 年度より政務活動費を交付することとなったと伺った。その際に過去の教訓からであろう、細かな運用指針を定められていた。運用基準が浸透していないのか、それとも、運用するにあたり縛りすぎている部分があるのかは分からないが、令和 6 年度の執行率はわずか 6.7%に留まっている。本

市で検討していく際には、運用にあたっては個々議員の用途は何に重きをおいているのかも調査しバランスのとれた運用指針を定め、議員の資質をあげる経費とする必要があると感じた。

- ・政務活動費を導入するも各報道機関から「違反ではないが市民感覚を逸脱している」と指摘され一度廃止しており、改めて政務活動費の透明化を図り、厳格化された条件で再度導入するも活用実績は極めて低く執行率 6.7%では、そもそも再導入の意味があるのか問われる内容である。

各報道機関の厳しい目によりクリーン化される事は、市民感覚としては適切であるが本市においては、厳格化と執行率の問題を精査する上で、基準制定において非常に参考となる研修であったと感じる。

- ・平成 13 年から交付してきた政務調査費において、平成 22 年に不適切な支出が表面化したことから一旦廃止をされているが、議員活動には必要な支出であるというという判断でまずは視察研修費の費用弁償という形で予算化を平成 27 年に、令和 6 年には政務活動費として交付されているが、より適正な運用が図られるよう、富山市議会の運用指針を参考に、田川市議会政務活動費の運用指針を作成されている点が非常に参考になった。しかし、令和 6 年度の政務活動費の活用実績においては執行率が 6.7%と非常に低い状況であるように感じる。

- ・一度廃止となった政務活動費を再度導入した経緯などの説明を受けた。
委員会視察などの歳費をけずり政務活動費の導入したのはたいへん参考にした。
チラシが政務活動費の対象外なのは意外。利用率の低さが導入の際に課題になる。

- ・平成 13 年に 1 人年間 30 万円の政務調査費を可決、平成 18 年に年間 15 万円に減額、更に平成 23 年をもって廃止された。しかし、議員の政策形成能力や専門知識の習得は必要であるため、1 人当たり 10 万円を上限として個人の視察、研修などにかかる費用弁償の支給を開始されている。

しかし、議員活動に活動費が必要との理由で令和 6 年から政務活動費として年間 18 万円の支給を復活された。

一旦、廃止されたまちでの研修であったが、やはり必要と判断されている。葛城市は支給されたことがないが、必要であると感じた。

- ・過去に政務活動費と政策活動費の解釈の違いなどから問題になったが、議長が若手議員から政務活動費の必要性を訴えられ、新しい時代の政策形成のための情報ツールなどの必要性を強く感じたため、復活させる方向を決断された。

一旦取りやめ、一人10万の枠どりで議員の視察研修の費用弁償でおこなったが、使い道が限られて、議員活動しにくいとの状況があったためとのことで、政務活動費の復活となった。

市民からの厳しい目は当然であるが、透明性確保するなかで基準が示しにくい内容は按分などせず、対象外とされている。市民から疑われる様な内容は、対象としないことが大前提とされている。

議会事務局の人数の増減はなく、前払い方式にしたのは議員の立替払いがないためと、年度末に一括精算の事務が発生する事務というので、事務負担にあまり影響ないようであった。

復活させてからの執行率の数值はひくいが、若手の議員の成り手に影響され、政務活動費は重要な議員の政策立案などに大きく影響されるものと感じた。復活したことの理由はおおいに勉強になった。

- ・政務調査費を導入して活用しながら、その運用について「市民感覚を逸脱している」との声を掲載した新聞報道を機会に廃止することに至った経緯があるため、「政務活動費」支給を制度化するに当たって、市民から批判を受けないように客観的な基準を示して厳しい運用となるように努めている。また、使途の透明性を図るために収支報告書をホームページで公表して透明性を確保している。

政務活動費の基本的な考え方として、議員活動の多面性からくる政務活動とそれ以外の活動の区分が難しいため、政務活動としてそれ以外の活動と合理的に区分できる場合にのみ政務活動費を充当し、混在している場合には按分割合を明確に算出することはできないため支給しないとしており、支給基準にあいまいさを残さないことが重要であることが理解できた。

議員活動の多面性からくる経費にたいしてどこまで政務活動費を支給するのかは議論となるどころと考えるが、市民から批判を受けない制度とするために田川市議会が論点を整理して制度を設計しているところはとても参考になった。

- ・政務調査費導入時代に、マスコミ報道によりいったん廃止となったが、議員活動に関する調査研究は議員の能力を高めるために必要であるとの認識で再導入された。葛城市議会は、合併当初に報酬審議会より答申のあった政務活動費を、市民感情に配慮するという理由で導入しなかったことを考えると、本来議員の資質向上のための自己研鑽に充てるべきものを、市民感情という物差しで測ることは意味を取り違えているともいえる。そういった点で田川市議会様は、議員の本分と議員が行政に貢献するためには議員の資質を高める必要があると、はっきり明言されている点は、見習うべきである。また、再導入に当たって厳しい運用ルールを定められている点も参考になった。

この研修で印象に残った点として、①政務活動費の復活は、議会改革の成果ではない。

あくまでも議員個人の資質向上のための活動。②政務活動費は議会が決めることであって、報酬審議会に諮る必要性はない。という二点が、個人的に大きな収穫であった。また余談ではあるが、議員報酬も社会情勢に応じて見直されている点も非常に興味深かった。

- ・私は、かねてから政務活動費として認められる範囲については「狭く始めて、徐々に広げていくのがよいだろう」と考えていました。理由は、市民の皆様からご覧になって、私たちの行う活動を「政務活動」とそれ以外の活動（後援会活動や選挙活動、私的な活動など）とを線引きするのが難しいだろうと思っていたからです。
しかし、政務活動費についての問題が発覚した富山市議会の経験も活かして作成された田川市議会の運用方針では、政務活動とそれ以外の活動が「合理的に区分できる場合は完全に区分」し、「按分割合を明確に算出」できないときは政務活動費を充当しない、と決めておられます。これに従えば、市民の皆様への説明責任も果たせるのではないかと実感しました。
- ・今回の視察を通じ、制度への信頼は形式的な規定だけでなく、過去の反省を踏まえた覚悟と継続的な検証姿勢によって支えられるものであると実感した。一度廃止に至った制度を復活させるには相当の議論と合意形成が必要であり、その過程自体が議会改革であると感じる。特に、備品費の支出を認めないなど市民感覚に沿った厳格な会計費目別支給基準や、証拠書類の公開徹底は、透明性確保の具体策として参考になる。葛城市議会において制度を導入した場合も、議員が市民に対する説明責任を果たし続ける姿勢が重要である。同時に、導入目的を達成するためには、活用実績や執行率が高まることも重要で、多数の議員が活用しやすい制度設計とする必要性も感じた。
- ・葛城市では現在、政務活動費は交付されておりませんが、今後制度を検討するにあたり、市民の理解を得られる透明性、明確な用途基準、厳格なチェック体制、情報公開の徹底が不可欠であると強く感じました。
市民の信頼を前提とした制度設計が何より重要であると学ばせていただきました。今回の研修内容を、今後の葛城市議会での議論に活かし、市民の皆様にとって納得感のある制度づくりに向け、慎重かつ前向きに取り組んで参ります。
- ・田川市さんにおいては、以前政務調査費が存在しその際に用途基準の違反はないが専門家において市民感覚を逸脱していると記事により指摘され市議会により協議され廃止された。しかし、令和5年に議長から議会や議員の活動原則に基づいて政務活動費は必要不可欠であると協議され反対はあったが可決された。その際には経費の削減により年間200万の削減の提案も行い、条例も他市を参考にし、改正など行われ用途基準の明確

化を行い、按分割合などは明確化が困難と判断し充当しないとなった。

葛城市議会でも導入の検討については、市民に分かりやすく、全ての情報を公開し条例などをしっかり検討する必要がある。

特に使途基準は明確に定め、市民の理解を得られるようにしなければならない。

田川市さんも含め、他市を参考に慎重に検討する必要がある。

- ・ 人員削減から政務活動費もなくし、議長交代のタイミングで13年ぶりに政務活動費を復活させるところで市民感覚を大切にされ飲食費に関しては政務活動費を認めず、13年前より使途内容は細かく定められている。

旅費に関しては市職員と同等の費用負担とされているところは参考にすべきと思う。

先払いの交付であるが議員にとっては立て替える必要がないため良い部分もあると思う。執行率が低く本市でもそのようになることが懸念される場所である。また本市よりも事務局の人数が多く本市においては事務局にかなりの負担をかけてしまうのではないかと危惧するところでもある。

○2日目

<日 程> 2025年(令和8年)2月13日(金)

<研修先> 兵庫県淡路市
淡路市議会

<参加者> 議会改革特別委員会委員 12名

西川善浩 委員長	速水一生 副委員長
福本善之 委員	木村 公 委員
鶴本義明 委員	杉本訓規 委員
梨本洪珪 委員	吉村 始 委員
奥本佳史 委員	谷原一安 委員
川村優子 委員	藤井本浩 委員
増田順弘 委員外議員(議長)	



<随行者> 議会事務局：総務課長補佐 神橋秀幸 総務課主事 西邨さくら

<兵庫県淡路市の概要>

淡路島の北部から中部に位置する淡路市は、東に大阪湾、西に播磨灘を臨み、淡路島全体の約3割を占めている。平成17年に5町（淡路・津名・一宮・北淡・東浦）が合併して誕生した市である。大阪湾と瀬戸内海をつなぐ明石海峡大橋は淡路市のシンボルとなっており市章のデザインにも採用をされている。観光では近年において洗練された観光施設やレストランが急増しており、関西屈指のレジャーや観光スポットとなっている。特産品としては、淡路島たまねぎ、淡路牛、海産物（生シラス）といった自然の理を生かしたものが目立っている。また、日本最古の歴史書「古事記」にも記されている国生み神話ゆかりの地としても知られている。企業進出や移住も最近は多く見られ地方創生のモデルケースとして全国的にも注目を浴びている。

- ・市制施行年月日 平成17年4月1日
- ・人口 40,640人（令和8年2月1日現在）
- ・世帯数 20,323世帯（令和8年2月1日現在）
- ・面積 184.24km²
- ・令和7年度一般会計当初予算額 390億2,800万円

<会場> 淡路市役所 委員会室

<説明者> 副議長 古山 久則さま

議会運営委員会委員長 太田 善雄さま
議会運営委員会副委員長 鎌塚 聡さま
議会運営委員会委員 土井 晴夫さま
議会事務局議事課長 岩井 保憲さま
議会事務局主幹 谷口 正芳さま

◆ 研修内容 ◆

「政務活動費について」

■葛城市においては平成16年に合併以降、政務活動費の制度はなく、これまでも度々議論としてはあがってきたが、意見がまとまるまでには至ってこなかった。そのような中で令和3年の市議会選挙が無投票であったことがきっかけとなり、議員のなり手不足の課題を解決していく為に、本委員会において「議員定数・報酬・政務活動費に関する基礎調査報告書」の作成を行った。その中で、議員定数に関しては本委員会での結論は出せなかったものの、議員発議によって議員定数削減が可決をされ、先般行われた市議会選挙では2減の定数13名として行われ、現在の新たな議会構成となった。しかしながら、議員報酬及び政務活動費については、改選までに議論を深め結論までいかなかった事から、新たな議員のもとで協議を重ねていくと令和7年12月での本委員会での決定をした。

どのように進めていくべきかを検討した結果、まずは他市の先進事例の研修を行い議員全体の研鑽を深め、葛城市議会としてベストな制度設計ができるように努めたいということで、政務活動費の後払い制度導入をされている淡路市議会に研修先として選定を行った。

[講義概要]

- ・政務活動費に関する例規等について説明を伺った。
- ・条例制定から改正までの経緯について説明を伺った。
- ・政務活動費の概要について説明を伺った。
- ・政務活動費の用途基準について説明を伺った。
- ・支出の主な内容について説明を伺った。
- ・政務活動費の執行状況について説明を伺った。
- ・透明性の確保の取組について説明を伺った。
- ・申請から交付までの流れについて説明を伺った。

[取組の成果]

- 後払い制度とした事によって、交付額と実績額の差額を返還する手間がいらぬ事や利息が発生した場合の取り扱いについて考えなくても良くなった。
- 後払い制度とした事で、安心して議員自身が個々の研鑽を積むことができる事になった。

[今後の課題]

- 1年に一回の交付となり、費用の立替えが必要となるため、活用を躊躇されることが危惧される。
- 会派間において、制度的には会派に支出されるものであるから議員年額15万円を超しても会派内で上限に達していなければ使用できるが、そのような実績はないのが現状。



■■委員等の所感■■

・淡路市議会様における政務活動費の運用について、様々なケースに対する事例を明示してご教示いただきました。また、用途基準については非常に厳格に運用されており、情報公開請求や支給取り消し規定等を明文化して、議員の節度と責任の自覚を促している点はとても素晴らしいと感じた。政務活動費を議員の権利として捉えるのではなく、調査・勉強の成果を市民のために活用するという意識をもって運用されている点については、決して見失ってはならない点といえる。

・同席くださった4名の市議会議員の皆様のお話をうかがって、私も議員という立場である以上、日頃から意識せざるを得ない「市民の皆様からの視線」について同様に、また私以上に強く感じておられる様子に親近感を覚えました。

また、人それぞれ「政務活動」や議員活動一般についても考え方に差があるな、と再認識できました。私の感覚に近い方について共感したのはもちろん、少し考え方が違う方についても理解し、視野を広げることができました。

・最初に申請をしなければならないやり方はあまり葛城市ではふさわしくないと感じた。利用率の高さは参考にしていきたいが葛城市で導入する際にはもっと高い利用率にするようにすべき。しかし、不必要に使わなければならないといった雰囲気になるのも好ましくないので課題がのこる。申請などの手順は参考になるところもあったが、さらに導入の際には慎重に決めるべき。会派への支払いにしているのはあまりよくわからなかった。

・交付対象としては会派又は会派に属さない議員としていることから、会派内での上限額が定められ、会派として研修を行う際にも使用できると、会派に支給された額を会派内の個人としても使用は運用上できるが、未だ運用実績としてはない。

後払い方式でのメリットは交付額と実績額の差額を返還する等の手間が省けるや利息の取り扱いについても考慮しなくて良いといったものがあげられるとの事。但し、利息がつかない口座の開設については従来の先払い制度のときと同様に求めているとの事であった。デメリットは都度請求ではないので、1年間の経費立替えが議員個人で必要となり活用の制限をかけることが懸念されるとの事であった。他にも細かな運用基準が定められており、本市の検討材料に資する研修となった。

・議会は何度かに渡り議員定数を削減してきている。平成29年兵庫県の政務活動費をめぐる不祥事を受けて、市民感情を考慮して来られたが、支払い方式やネット情報公開などの手法などが議会での議論のスタートとなった。県内の29市の27市まで政務活動費を設けている状況を議長が判断し、議会決定するプロセスに会派中心とした政務活動費

の活用について理解が進み、結果執行率がかなり上昇し、議員の資質向上や調査活動が充実したと言われる。取り扱いの複雑なものは対象外とする、また、前払いではなく、後払いになったことでも、議員活動に変化がないことも勉強になった。年一回の支払い事務の手続きに事務局の業務量も大きく変化が無いということも聞かせてもらって良かった。議員が必要を自ら主張できる議会のあり方を目指していくと強い志に納得できた。

・淡路市においては、阪神淡路大震災の被災の中心地でもあり、現在の庁舎は当時の災害復旧のための施設であると伺ったが、今も被災による財政への負担は引きずっていると思われる。これは説明にもあったように政務活動費の導入が県内 29 市の中でも 28 番目と遅れた原因であると思われる。

また、交付方法を前払いから、後払いに変更された点については市民への理解がより深まる手法として参考になった。

・本市でも議論になっている「先払い・後払い」において非常に参考であり、特に後払いの有用性は高いと評価する。しかし都度払いは淡路市でも事務局側の負担を考慮し行われておらず、年度末払いによる制度では支払いまでの個人負担が大きく、活用実績執行率に影響を与えると予想。本市においては投票率の低下と政治関心上も目的とされている為、更なる議論が必要だと思われる。会派による会派内で共有できる政務活動費の導入は、非常に有用であり、本市でも取り入れる必要性は高く、会派ごとの活動を大きく進めさせる一因になるとと思われる。

・兵庫県において政務調査費の不適正な支出が大きなニュースとなったことから、市民から見て批判の出ない制度とすることに努めてきたことを議会運営委員長から伺った。議会事務局職員からの説明だけでなく、出席していただいた淡路市議会 3 名の議員から導入や改正の経過や背景、論点を説明していただき、理解を深めることができた。淡路市議会政務活動費運用の特徴は後払い制度にある。前払い制度だと、年度末に返還を避けるために政務活動費を使おうという気持ちになり、不要な支出になりがちである。そのため、議員が必要とする実際の活動に対する費用として支給する方法に改めたということである。また、その支給についても用途基準を定め、具体的に支出できるもの、できないものが具体的に示されている。交通費や宿泊費についても過大な見積もりとならないように基準をさだめている。議員の政治活動と按分しなければならないものについても、基準が明確にできないもの、客観的な説明が困難なものへの支給は避けており、市民から批判を受けないように努めている。市民から見て批判の出ないようにするためにさまざまな工夫をされており、学ぶところ

大であった。

・議員の活動も多様になってきている。淡路市のように何年間に一度見直すというのは現実味があると思う。また、実績報告をホームページで公開し市民からの問い合わせもないとのことで、正確に運用されている。

葛城市も条例が出来た際には、市民への公開を怠ることなく納得していただける政務活動費でなければならない。その為には、条例制定にあたり葛城市独自の厳しさと議員資質向上が図れるものにしたい。

・HP上に公開請求の手続きを経ることなく閲覧ができるようにしている所は参考にするべきと思う。先払いも後払いも経験され後払いでは立て替える必要はあるが返還手続きがなくなるメリットは大きいように感じた。また、その都度払いは事務局に大きな負担をかけるため選択肢から外しておくほうが良いと考える。

オンライン講習についても政務活動費に当てはめるようにしておく必要性も考えなければならない。基準についても細かく定める方が市民感覚に近いと感じた。

また本市よりも事務局の人数が多く本市においては事務局にかなりの負担をかけてしまうのではないかと危惧するところでもある。

・議長からの諮問により調査、研究が開始され、近隣市を参考に協議され反対もあったが施行に至る。全国の地方議会において政務活動費の不正受給が問題視され市民の理解を得るよう議員自ら市民に説明責任を果たすため交付方法、ネットの公開などそのつど改正された。使途基準、情報の公開は明確にされ、市のホームページで情報公開されている。やはり検討の際には、使途基準の明確化、情報公開の明確化は必要不可欠である。金額なども近隣他市、同じ規模の市町村など幅広く検討する必要がある。

これからはオンラインでの通信費なども検討した方がよいのではと意見があり、幅広く今の時代に適した内容も検討もする必要がある。

使途基準、情報公開の明確化は必ず行われており按分割合など分かりにくいのは排除すべきだと考える。

政務活動費は議員の知識向上の為、調査、研究のために必要だと考えるが、市民の理解を得る為にも、十分な検討と調査、研究、説明し理解を得る必要があると、この研修で学びました。

・淡路市議会の取組から、政務活動費は「使える範囲の広さ」よりも「透明性と説明責任の明確さ」が重要であると強く感じた。後払い制度や閲覧の容易化は、市民に対する開かれた姿勢の表れであり、信頼醸成に大きく寄与している。葛城市議会において制度を検討するにあたっては、オンライン研修の活用拡大を踏まえたタブレット通信費の在

り方など、現代的な議員活動に即した項目整理が必要である。また、導入後に増額することのないよう当初から政務活動費の適正額を検討し、用途や成果を明確に示して活動内容を可視化することが、市民の理解を得やすいと考える。制度設計段階から公開性を高めることが、将来的な信頼の基盤になると感じた。

・淡路市議会での研修におきまして、4名の議員に参加して頂き、現場の生の声が聴けたこと、大変勉強になりました。

今後制度を検討するにあたり、市民の理解を得られる透明性、明確な用途基準、厳格なチェック体制、情報公開の徹底が不可欠であると強く感じました。

市民の信頼を前提とした制度設計が何より重要であると学ばせていただきました。

今回の研修内容を、今後の葛城市議会での議論に活かし、市民の皆様にとって納得感のある制度づくりに向け、慎重かつ前向きに取り組んで参ります。